

専修大学オープンアクセス方針実施要領

この要領は「専修大学オープンアクセス方針」（以下「本方針」という。）の実施に必要な事項を定めるものである。

「オープンアクセス」とは、学術論文等をインターネットを通じて公開し、誰もが制限なく閲覧可能な状態にすることである。

[参考]オープンアクセスは以下の2種類に大別することができる。

- ・ グリーンオープンアクセス（グリーン OA）

著者が自身のホームページや所属機関のリポジトリ等で研究成果を公開すること。登録・公開にあたって著者に経費負担がない。ただし、出版者・学会の雑誌で発表した論文については、それぞれの方針により一定の条件（著者最終版^{※1}での公開、エンバーゴ期間^{※2}等）が課されることがある。

- ・ ゴールドオープンアクセス（ゴールド OA）

オープンアクセスジャーナルなどオンライン上で無料かつ制約無しで閲覧可能な状態で公開される雑誌で研究成果を発表すること。通常の雑誌と異なり、出版時点から誰もが無料でアクセス可能となるが、著者には APC（Article Processing Charge）^{※3}などの費用負担が必要となる。

※1 著者最終版（著者最終稿）：出版者に受理された査読済の確定原稿。出版者版と内容は同じだが、雑誌に掲載されたものとはレイアウトが異なる。

※2 エンバーゴ期間：出版者により公開が禁止された期間。この期間は直接購入した利用者しか閲覧できない状態にするためのもの。

※3 APC：論文投稿料、論文掲載料と呼ばれる手数料。

（目的）

第1条 この方針は、専修大学（以下「本学」という。）の 21 世紀ビジョン「社会知性（Socio-Intelligence）の開発」の下に、本学において生み出された研究成果について学内外を問わず広く公開することにより、学術研究の更なる発展に寄与するとともに、その成果を社会に還元し、社会の持続的発展に貢献することを目的とする。

本方針は、本学において生み出された研究成果の発信を促すために、大学組織全体として意思表明を行うものである。

「研究成果」とは、「学術雑誌、紀要等に掲載した論文」とする。

(研究成果の公開)

第2条 本学は、本学に在籍する教職員等(以下「教職員等」という。)が、出版社、学協会並びに本学学部、研究科及び研究所等が発行する学術雑誌、紀要等に掲載した研究成果について、「専修大学学術機関リポジトリ(通称名「SI-Box」)」(以下「リポジトリ」という。)に論文を登録することで公開する。ただし、当該研究成果が他の方法により既にオープンアクセスで公開されている場合は、この限りではない。

2 研究成果の著作権は、前項の方法により公開したことをもって、本学には移転しない。

● 「本学に在籍する教職員等」について

本方針の対象となる本学に在籍する教職員等の範囲は、専任教員(教授、准教授、講師)、助教、特任教授、客員教授、兼任講師、外国語特任講師、実習助手及び専任職員等を指す。

● 「リポジトリに論文を登録」について

研究成果のうち、以下に該当する場合は冊子刊行後図書館にて代行登録する。

- ・ 本学学部、研究科及び研究所等が発行する学術雑誌、紀要論文等で、発行元が図書館へ包括許諾書もしくは個別許諾書を取りまとめて提出しているもの

上記以外の研究成果をリポジトリへの登録により公開する場合、できるだけ速やかに「専修大学学術機関リポジトリ運用内規」第5条[コンテンツの登録の申請]に基づき申請を行うこと。図書館では申請に基づき対象の研究成果をリポジトリに代行登録する。

なお、研究成果の公開後、教職員等が本学から離籍しても、引き続き保存・公開される。

※2025年8月現在、リポジトリに掲載されている紀要論文はすべて上記に該当する。

(適用の例外)

第3条 著作権等のやむを得ない理由でリポジトリによる研究成果の公開が不適切であると認められるときには、本学は当該研究成果の公開は行わない。

「適用の例外」としては、以下のようなものがあげられる。

● 本人が下記理由により学務課へ非公開を申請したもの。

- ・ 共著者の合意が得られない場合。
- ・ 出版者の許諾が得られない場合。
- ・ その他

(例)

- ・ 発行版(出版者版)と異なる版(著者最終版など)の公開を差し控えたい。
- ・ 研究成果が個人情報やプライバシーに関する内容を含み、インターネット上での公開が不適切である

● 「専修大学学術機関リポジトリ運用内規」第8条[コンテンツの登録の拒否]に該当するもの。

公開後に研究成果を非公開とする必要がある場合は、その理由を添えて学務課へ取下げ申請を行う。

(適用の不遡及)

第4条 この方針の施行前に出版された研究成果や、この方針施行前にこの方針と相反する契約を締結した研究成果には、この方針は適用されない。

本方針は、令和7年11月6日以降に出版された研究成果に適用される。

(リポジトリへの登録)

第5条 本学の教職員等は、できるだけ速やかに公開可能な研究成果を添えてリポジトリの登録申請を行う。リポジトリへの登録及び公開等リポジトリに関する事項は、「専修大学学術機関リポジトリ運用内規」に基づき取り扱う。

リポジトリへの登録申請はコラボフォームより行う。

(参考) 専修大学学術機関リポジトリ登録申請について (R07.06～).pdf

● 「公開可能な研究成果」について

出版者が認める場合「出版社版」、認めない場合の多くは「著者最終稿」を指す。これらは掲載雑誌により異なる為、著作権ポリシーを確認する必要がある。なお、共著者及びその他の著作権者がいる場合には、予めリポジトリ公開のための許諾を得ておくこと。

出版者によって出版後に公開禁止期間(エンバゴ)が設定されている場合も同様に登録申請を行う。

公開については、エンバゴ終了後にシステム上で自動公開となる。

リポジトリに登録された研究成果については、国際的な識別子であるDOI(Digital Object Identifier)を付与し、広く国内外に提供を図る。

(その他)

第6条 この方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議の上定めるものとする。

附 則

この方針は、令和7年11月6日から施行する。

以 上